

## 社会福祉法人 樫の木福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人 樫の木福祉会（以下「法人」という）定款第8条及び第27条1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおり定める。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。
- (2) 「常勤の理事長」とは、法人の主たる事務所に勤務する者をいう。
- (3) 「非常勤の役員」とは、役員のうち、常勤の理事長以外の者をいう。
- (4) 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 「費用」とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとし、退職手当は支給しない。

ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 常勤の理事長 | 報酬、賞与 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬    |
| (3) 評議員    | 報酬    |

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬 別表1に定める額とする
- (2) 賞与 別表2に定める額とする

2 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事長に対する報酬等の支給日は、次の各号による報酬等の区分に応じて、定める日とする。

(1) 報酬 算定期間は当月1日から当月末日までとし、当月28日に支給する。  
(支給日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、その前日に支給する)

(2) 賞与 6月10日・12月10日・3月28日  
(支給日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、その前日に支給する)  
支給日に常勤理事長でない場合、賞与は支給しない。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人の施設運営のための業務に従事した都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意により、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところ（源泉徴収税、社会保険料等）及び施設が提供した食事代を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事長を退任（死亡含む）し、又は解任された場合は、その当日まで報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、当該月の暦日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算金額に1円未満の端数が乗じたときには、これを切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する

別表1 常勤理事長の報酬

役職名	報酬額
理 事 長	月額 495,000円

別表2 常勤理事長の賞与

支給月	賞与額
6月	月額報酬×1.7か月
12月	月額報酬×1.7か月
3月	月額報酬×0.6か月

別表3

(1) 評議員

職務内容	1回につき
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設運営のための出勤	10,000円

(2) 理 事

職務内容	1回につき
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設運営のための出勤	10,000円

(3) 監 事

職務内容	1回につき
理事会等会議への出席	10,000円
監査業務のための執務	20,000円
上記の他、法人及び施設運営のための出勤	10,000円